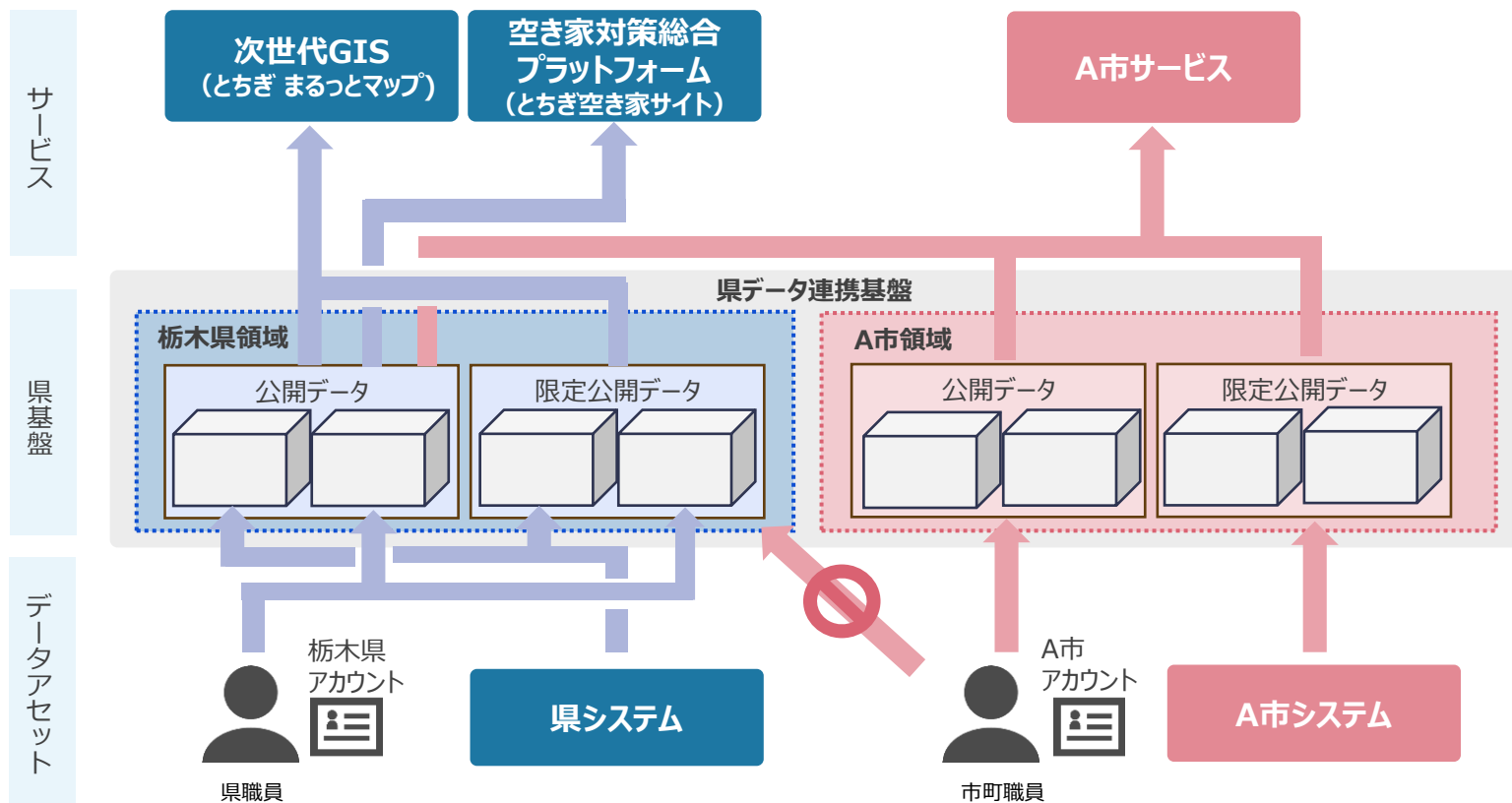


別添3 栃木県データ連携基盤の共同利用の仕組み

- 栃木県データ連携基盤(以下「県基盤」と言う。)は県内市町との共同利用を見据えて構築しており、県基盤内に参画市町専用のデータ領域(以下「個別領域」と言う。)を確保することで、参画市町のデータ連携基盤として運用することが可能となっている。
- 個別領域内のデータは特定のアカウントを持った職員のみが管理できる(データ管理権限の明確化)。県職員も各市町の個別領域にアクセスすることはできない。
- 県内市町が希望した場合に、県基盤の共同利用への参画が可能(県内全市町の参画を必須義務とするものではない。)
- 共同利用に参画する県内市町は、県基盤の運用保守費用の一部や個別領域の運用保守費用等を負担する。
- 参画市町は、希望により県基盤に機能を追加することも可能(この場合、機能を追加した市町はカスタマイズに伴う費用を負担する。)

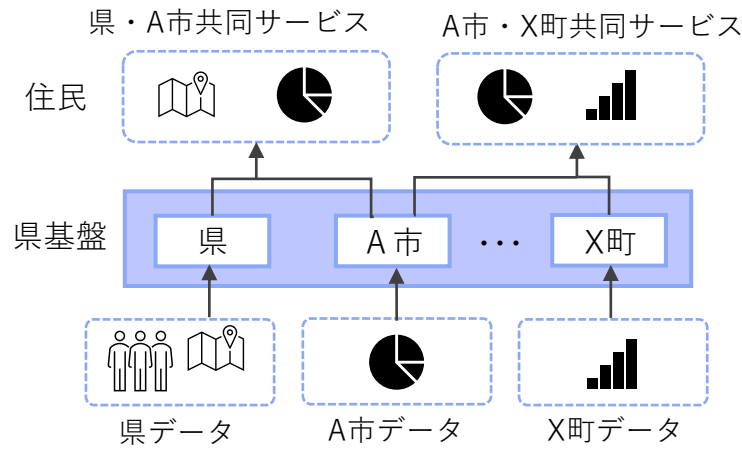


■ 参考 個別領域の利用シーン(例)

サービス連携利用型

- 県基盤を活用し、複数自治体連携によるサービスを提供するもの
- 分野や地域を越えた共通課題への対応が可能
- 市町が独自で基盤やサービスを構築するよりも、イニシャル・ランニングともに低コストとなる可能性

基盤活用イメージ



基盤機能活用型

- 県基盤の機能(API、認証機能、セキュリティ等)を利用して、市町が自らのニーズに基づいた独自サービスを実施するもの
- 県基盤を活用することで自治体内での分野間連携が容易となる。
- 市町が独自で基盤を構築するよりも、イニシャル・ランニングともに低コストとなる可能性
- 県基盤を介さずサービスを提供した場合と、機能や経費などを比較し検討する必要がある。

基盤活用イメージ

